

杉並区児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の届出に関する規則を公布する。

令和8年10月29日

杉並区長

杉本聡子

杉並区規則第117号

杉並区児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、児童自立生活援助事業（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業をいう。以下同じ。）及び小規模住居型児童養育事業（同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施の届出)

第2条 法第34条の4第1項及び児童福祉法施行規則第36条の31第1項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の実施の届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業実施届（第1号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 法第34条の4第2項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の届出事項の変更の届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業内容変更届（第2号様式）により行うものとする。

(廃止又は休止の届出)

第4条 法第34条の4第3項及び児童福祉法施行規則第36条の32の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の廃止又は休止の届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届（第3号様式）により行うものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の届出に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

新
規
制
定

第1号様式（第2条関係）

児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業実施届

年 月 日

杉並区長 宛

住 所（法人にあっては、所在地）

事業者名（法人名及び代表者氏名）

（児童自立生活援助事業
（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）
小規模住居型児童養育事業）

を実施するので、児童福祉法第34条の4第1項及び

児童福祉法施行規則第36条の31第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、法人名及び主たる事務所の所在地）
- 3 事業所名
- 4 事業所所在地
- 5 定 員
- 6 職員の定数
指導員（養育者） 常勤（専任） 名、非常勤 名
補助員（補助者） 常勤（専任） 名、非常勤 名
- 7 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無
- 8 建物の状況（規模、構造、所有の状況）
- 9 土地の状況
- 10 事業開始予定年月日
年 月 日
（添付資料）
1 法人にあっては、定款その他の基本約款 2 運営規程 3 建物平面図
4 職員名簿・履歴書・資格証明書 5 事業計画書 6 収支予算書
7 決算書（既に事業を行っている場合）
8 土地及び建物の所有等の状況が確認できる書類（登記簿謄本等、賃貸契約書等）

備考 添付資料5及び6は、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は添付を不要とします。

第2号様式（第3条関係）

児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業内容変更届

年 月 日

杉並区長 宛

住 所（法人にあっては、所在地）

事業者名（法人名及び代表者氏名）

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、下記のとおり変更したので児童福祉法第34条の4第2項の規定により届け出ます。

記

1 事業所名

2 変更する事項

変更前

変更後

3 変更の理由

4 変更の時期

※ 変更の日から1月以内に届け出ること。

第3号様式（第4条関係）

児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届

年 月 日

杉並区長 宛

住 所（法人にあっては、所在地）

事業者名（法人名及び代表者氏名）

児童福祉法第34条の4第3項及び児童福祉法施行規則第36条の32の規定により、

（児童自立生活援助事業
（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）
小規模住居型児童養育事業）を下記のとおり廃止（休止）するので届け出ます。

記

1 事業所名

2 廃止又は休止しようとする年月日

年 月 日

3 廃止又は休止の理由

4 現に便宜を受け、又は入居している者に対する措置

5 休止しようとする場合、休止の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで